



### 長野県 全47件

■都道府県：長野県

■自治体名：長野県

【名称】長野県環境影響評価条例

【制定】1998年3月30日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力

【法令根拠】環境影響評価法

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】長野県では、平成11年6月に長野県環境影響評価条例を環境影響評価法と同日で施行し、法はより大規模な事業を、条例は法の対象とならない規模や種類の事業をそれぞれ対象としながら、環境影響評価制度の一体的な運用を図ってきました。その後、平成19年10月には風力発電所を対象事業に追加する条例改正を行い、平成27年10月には、事業の計画段階における環境配慮のための新たな手続の導入、事業着手後に実施する調査・報告などの手続の充実、大規模太陽光発電施設など新たな種類の大規模開発事業への対応を主な内容とする条例改正を行い、平成28年1月から段階的に施行しています。

■都道府県：長野県

■自治体名：長野県

【名称】長野県内の風力発電施設の建設に関する手続のガイドライン

【制定】2007年7月17日

【対象】風力

【内容】景観の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】各種計画書の提出、市町村長の同意が必要な場合有、事業者総合見解書の公表・縦覧

【概要】信州の美しい自然や景観は、本県のみならず、日本全国、さらには世界中の人々にとって共通の貴重な財産であることから、保全や育成を通して、将来の世代に引き継がれなければなりません。風力発電は、二酸化炭素の排出抑制により地球温暖化対策に寄与する面などもありますが、中・大型風力発電施設の建設・運転による山地災害や自然・景観などへの影響も懸念されます。また、事業化に当たっては、計画の早い段階から地域住民等に情報が提供され、その意見が計画に反映されることが大切です。そのため、このガイドラインは、事業者が中・大型風力発電施設の建設に際し、事業の意義・利点を、また、山地災害や自然・景観などへの影響に関しての対応策や考え方を、早期に地域住民等に説明することなど、事業化に向けた手順のモデルを示すとともに、地域住民や関係市町村長が計画について独自に判断する手続のガイドラインとして活用していただくという目的で策定したものです。

■都道府県：長野県

■自治体名：長野県

【名称】長野県景観条例

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】あり

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】太陽光発電施設の導入に伴う景観面への影響を考慮し、一定規模を超えるものについては景観法に基づく届出の対象としています



### 長野県 全47件

■都道府県：長野県

■自治体名：長野市

【名称】長野市太陽光発電施設設置に関するガイドライン

【制定】2015年9月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整、災害防止対策

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】太陽光発電施設設置者が、近隣住民の理解を得た上で、円滑に施設の導入を行っていただくことを目的に制定・着工の30日前までに市へ届出・届出にあたり、事前に隣接住民等に対する説明会を行う設置者の名称・連絡先を記載した看板の設置・苦情等に対する迅速・誠実な対応

■都道府県：長野県

■自治体名：松本市

【名称】松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準

【制定】平成27年7月

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス

【内容】自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】設備設置にあたり、生活環境や自然環境等に配慮するとともに、市民相互の理解のもと、円滑に導入が行われるために基準を設置。

■都道府県：長野県

■自治体名：上田市

【名称】上田市景観条例

【制定】1993年11月19日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】景観の保全

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】内容：開発面積が3,000m<sup>2</sup>を超える開発行為に届出を義務付け(条文中に太陽光発電とは特定していない)。太陽光発電モジュールの面積が合計500m<sup>2</sup>を超える行為に届出を義務付け。目的：地域の特性を生かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進する。目的：良好な景観の形成に関する施行を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の特性を生かした美しく魅力あるまちづくりに資すること。

■都道府県：長野県

■自治体名：上田市

【名称】上田市開発事業の規制に関する条例

【制定】2006年3月6日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、土地利用の制限

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】内容：開発面積が3,000m<sup>2</sup>以上の土地の開墾、木竹の伐採、採取量が5,000m<sup>3</sup>以上のもの又は採取を行う崖の面積が500m<sup>2</sup>以上のものは届出を義務付け。(条文中に太陽光発電とは特定していない。目的：無秩序な開発を規制し、住みよい環境の整備と自然環境を保護する。

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：上田市

【名称】上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

【制定】2015年9月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境及び生活環境の保全 地元との諸調整

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】面積が1,000m<sup>2</sup>以上かつ太陽光発電設備の発電出力が50kW以上の開発行為に適用する。届出の40日前までに事前協議による市への協議または住民周知を行い、標識の設置後速やかに住民説明会を実施する。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：上田市

【名称】上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

【制定】2019年8月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境及び生活環境の保全 地元との諸調整

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】条例内で規定されている「抑制区域」内で面積が1,000m<sup>2</sup>以上かつ太陽光発電設備の発電出力が50kW以上の開発行為に適用する。届出の60日前までに事前協議書を提出する。事前協議書を提出する30日以上前に標識設置し速やかに住民説明会を実施する。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：諏訪市

【名称】諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン

【制定】平成27年度7月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、景観の保全、廃棄物の処理、地元との諸調整

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】近隣市町村でトラブルの事例があったため、市内においてもトラブルの発生を未然に防ぎ、再生可能エネルギーを導入する際に、周辺住民と事業者との相互理解のもとに事業を進めてもらうため、設置を規制する条例等ではなくガイドラインを制定した。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：須坂市

【名称】開発行為等調整委員会内部規定

【対象】太陽光、風力、民間事業者などが行う周辺環境に影響を与えることが予測される、面積1,000平方メートル以上の造成などの開発行為

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整、民間事業者などが行う周辺環境に影響を与えることが予測される、面積1,000平方メートル以上の造成などの開発行為

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】政策推進課へ開発行為等調書の提出が必要。庁内で組織する開発行為等調整委員会で協議

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：小諸市

【名称】小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン

【制定】2019/4/1

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】ガイドライン

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：小諸市

【名称】小諸市太陽光発電事業に関する指導要綱

【制定】2019/4/1

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、地元との諸調整

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】対象は、合計出力が10キロワット以上の設備を用いた事業。市と事前協議、地域への説明と協定、設備設置工事の30日前の届出など。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：伊那市

【名称】伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

【制定】4月1日2018年

【対象】太陽光、風力、水力、バイオマス

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】[http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo\\_keikan/energy/h30gaidokaisei.html](http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/h30gaidokaisei.html)

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：大町市

【名称】大町市開発指導要綱

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】開発行為等において、1,000以上のもの及び建築物等において、建築面積が1,000以上のものについては、事前協議及び届出が必要となります。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：飯山市

【名称】飯山市景観条例

【制定】2014年6月27日

【対象】太陽光

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：茅野市

【名称】茅野市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

【制定】平成26年9月5日(平成27年1月15日改正)

【対象】太陽光、風力、小水力、その他

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】生活環境や自然環境等に配慮するとともに、市民相互の理解のもと円滑に再生可能エネルギーの導入を推進していくため。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：茅野市

【名称】茅野市生活環境保全条例

【制定】1973年5月16日

【対象】太陽光、風力、水力、その他(蓄電池、送電線等)

【内容】自然環境の保全、生活環境の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】対象:3000m<sup>2</sup>以上の土地の形状変更を伴うもの

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：茅野市

【名称】茅野市景観計画

【制定】2013年4月1日

【対象】太陽光、風力、水力

【内容】景観の保全

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】対象:再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備については、自家消費目的以外の出力10kw以上のもの)

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：塩尻市

【名称】塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン

【制定】11月6日2017年

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、強度・耐震性、その他(市、自治会並びに住民及び近隣地権者に対して、計画の概要を明らかにすること及び、設備の設置について配慮することについて定める。)

【法令根拠】あり

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】本市の区域内全域を対象に設置を予定されている再生可能エネルギー設備について、計画内容の届出等が必要

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：佐久市

【名称】佐久市自然環境保全条例

【制定】2006年7月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】対象：地目が山林または原野で、太陽光発電設備を設置する面積が500 -を超えるもの。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：佐久市

【名称】佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

【制定】2018年9月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】太陽光発電設備が設置される当該行政区と協定を締結

【概要】対象：市内の土地に自立して設置し、売電を目的とした発電設備全て

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：佐久市

【名称】佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱

【制定】2018年9月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】対象：太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の発電事業

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：東御市

【名称】東御市環境をよくする条例

【制定】2004年4月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】地域との共存を目的のひとつとしています

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：安曇野市

【名称】安曇野市土地利用基本計画

【制定】平成23年3月(平成28年7月一部改正)

【対象】太陽光

【内容】土地利用の制限

【法令根拠】安曇野市の適正な土地利用に関する条例

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】承認

【概要】安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づき策定された計画基本計画は、(1)土地利用の基本となる方針(2)適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域(3)各基本区域の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準(4)その他市長が適正かつ合理的な土地利用を図るため特に必要と認める事項を定めており、太陽光発電を含め開発事業の基準を定めている。太陽光発電に関しては設置できる区域と敷地面積を定めている。基準にない開発事業で土地利用の基本方針に反しないものについては、特定開発事業として、市が認定するか否かの判断をする。基本計画においては、手続きに関すること、罰則規程は定められていないが、土地利用に関する条例において、手続き、罰則規程を定めている。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：安曇野市

【名称】安曇野市の開発事業に係る技術的な基準に関する規則

【制定】平成23年3月31日(平成28年7月一部改正)

【対象】太陽光

【内容】地元との諸調整、光害・災害防止

【法令根拠】安曇野市の適正な土地利用に関する条例

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく規則で、太陽光発電のほか各種開発事業に関し必要な基準を定めている。太陽光発電施設の設置については、位置、規模、配置、形状等の基準を定めている。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：安曇野市

【名称】特定開発事業の認定に関する指針

【制定】平成23年3月(平成28年7月一部改正)

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

【概要】安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づく指針で、安曇野市土地利用基本計画の基準にない開発事業で土地利用の基本方針に反しないものについて、特定開発事業として認定する際の指針を示したもの。太陽光発電施設のほか各種開発事業ごとに特定開発事業として認定される要件を満たしていることが必要となる。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：佐久穂町

【名称】佐久穂町環境保全条例

【制定】平成17.3.20

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可、届出

【概要】条例により定められる規則(佐久穂町環境保全条例施行規則)で規定される延べ面積1,000平方メートル以上が対象

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：軽井沢町

【名称】軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例、軽井沢町の自然保護対策要綱

【制定】1972年10月1日

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例に基づき、事業内容等を町と事前に協議を行う。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：御代田町

【名称】御代田町環境保全条例

【制定】平成元年3月31日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】ミニ開発の抑制等、自然環境及び生活環境の保全

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：御代田町

【名称】御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例

【制定】2014年12月16日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全

【法令根拠】都市計画法第58条第1項

【罰則規定】あり

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】浅間山麓の優れた自然的景観の保全

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：辰野町

【名称】辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン

【制定】2015年4月1日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、廃棄物の処理、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】事業者が再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めるため

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：箕輪町

【名称】箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン

【制定】2014年6月1日

【対象】太陽光、風力、水力

【内容】自然環境の保全、景観の保全、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出



## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：飯島町

【名称】飯島町地域自然エネルギー基本条例・飯島町自然エネルギー活用発電施設設置手続きに関する条例

【制定】2014年2月14日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】自然環境の保全, 景観の保全, 土地利用の制限, 廃棄物の処理, 地元との諸調整, 騒音・振動, 強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可

【概要】主に大規模な発電施設建設についての事前相談が増えてきているが、特に農地などに太陽光施設を設置する内容のものが多く、周辺住民などに配慮した取り決めが必要となったため

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：南箕輪村

【名称】南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン

【制定】2014年8月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】地元との諸調整, 村内のエネルギー施設の把握

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】村内における再生可能エネルギー利用施設の新設、増設、改修を行う事業者が村・住民・地権者及び関係区に対して調整すべき事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めることを目的としています。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：南箕輪村

【名称】南箕輪村景観計画

【制定】2015年7月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：中川村

【名称】中川村再生可能エネルギー利用施設の建設に関するガイドライン

【制定】12月15日2026年

【対象】太陽光, 風力, 水力, バイオマス

【内容】自然環境の保全, 地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】発電事業者が、村、住民、地権者及び関係地区に対して調整すべき事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的として施設の建設等を円滑に進めることを目的とする。

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：中川村

【名称】中川村美しい村づくり条例

【制定】4月1日2026年

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】景観形成に関する村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成の施策を総合的に推進し、村民一体となって美しい景観を守り、育て、さらに生かして魅力ある村づくりを進めることを目的とする。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：宮田村

【名称】再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン

【制定】2014年8月1日

【対象】太陽光, 風力, 地熱, 水力, バイオマス, 熱事業

【内容】地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】なし

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：高森町

【名称】高森町土地利用の届出等に関する条例

【制定】2013年3月26日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全, 景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：平谷村

【名称】平谷村自然環境保全条例

【制定】1991年4月25日

【対象】特に指定なし

【内容】自然環境の保全, 土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可, 届出, 事前相談

【概要】本村のすぐれた自然(地下資源を含む。)を永く後世に伝えとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるように自然環境の保全(地下水の合理的利用及び利用調査を含む。)を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：下條村

【名称】下條村自然環境保全条例

【制定】2005年6月22日

【対象】太陽光, 風力, 水力, バイオマス

【内容】自然環境の保全

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

## 長野県 全47件

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：豊丘村

【名称】豊丘村の自然環境と開発行為との調和に関する条例

【制定】2016年7月1日

【対象】太陽光

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、廃棄物の処理、地元との諸調整、強度・耐震性

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】許可・認可、届出、事前相談

【概要】開発行為の地域住民との合意を求める。そのうちの一部に太陽光発電パネル設置も含まれる。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：南木曾町

【名称】南木曾町の自然環境と再生可能エネルギー設備設置事業との調和に関する条例

【制定】2017年12月15日

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス

【内容】自然環境の保全、景観の保全、土地利用の制限、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】一定規模の開発行為や土地の取引等についての事前届け出を義務付ける。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：木曾町

【名称】木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例

【制定】6月16日2028年

【対象】太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、熱事業

【内容】自然環境の保全、地元との諸調整

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出

【概要】持続可能な地域づくりに資するための基本的な事項を定めている。

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：小谷村

【名称】小谷村開発事業等指導要綱

【制定】1992年1月29日

【内容】景観の保全、土地利用の制限

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】事前相談

## ■都道府県：長野県

## ■自治体名：野沢温泉村

【名称】野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例

【対象】村内工作物 全て

【内容】景観の保全

【法令根拠】なし

【罰則規定】なし

【条例等が定める許認可の手続き】届出、事前相談

【概要】当村は観光立村であり、美しいまち並づくりを推進しております。このため、発電施設に限らず全ての工作物に対して協力をお願いしている。